

止めよう! 変形労働制 53

文科省が、給特法改定に伴う指針を告示①

勤務時間の「上限ガイドライン」を、法的根拠のある「指針」に格上げ



●「在校等時間の上限」などに関する「指針」を、文科省が告示

文部科学省は、1月17日に、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康および福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下、指針)を告示し、通知しました。これは、給特法が改定されたことを受けて策定されたもので、各自治体では、2020年4月に「指針」が施行されるのに合わせて、条例の制定や学校の働き方改革に関する方針策定を行うこととなります。

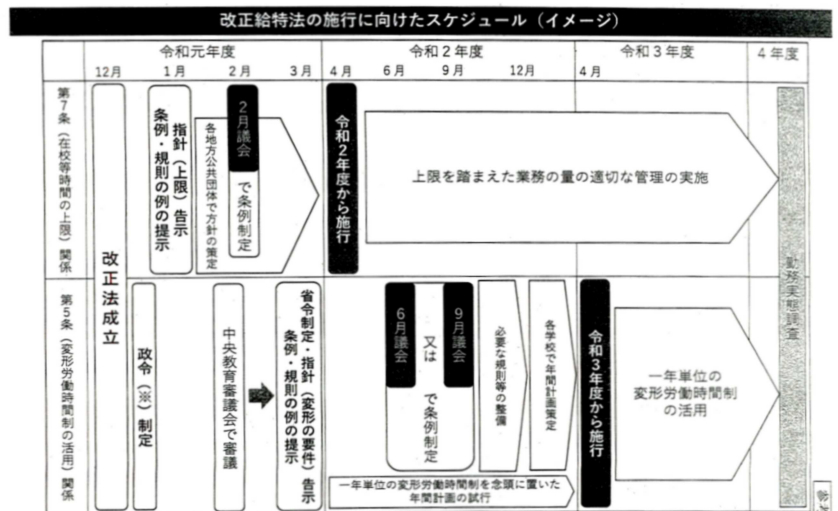
指針は、昨年1月に中教審の答申に合わせて文科省が策定した「上限ガイドライン」を基にしており、「在校等時間」の考え方や、公立校教員の超過勤務時間の上限を1か月45時間、年360時間以内とし、「特別の事情がある場合」の上限を1か月100時間未満、年720時間などとする上限設定は「上限ガイドライン」と同様で、指針に格上げしたことで法的根拠をもたせたものとなります。

●「改正給特法」の施行に向けたスケジュールのイメージ～十分な検討の時間がない

各都道府県教委あてに通知された文書には「改正給特法の施行に向けたスケジュール(イメージ)」が示されています。これを見ると、示されたばかりの指針をもとに、2月議会で条例を制定することとなっています。この日程では各学校の意見の聞き取りや組合との協議を十分に行う時間がありません。

また、変形労働制の活用については、文部科学省令や指針が3月に示された後、6月議会または9月議会で条例制定されることになっています。ニュースの№37でお知らせしていた条例制定までの手続きが、この日程で十分に担保されるとは思えません。

変形労働導入は、拙速に決定しているものではありません。慎重に検討し導入させないことを求める声を、各地で上げていきましょう。



※ 省令を定めるに当たっては「中央教育審議会」の意見を聴くことを定めるもの。